

令和2年5月22日
鳥羽市定期船課

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防及び感染拡大防止について

定期船課では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防及び感染拡大防止のため、「旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、下記の取り組みを行っています。

記

【定期船を利用するみなさまに対する主な取り組み】

- ・ 船内、マリンターミナル及び各待合所へのアルコール消毒液の設置
- ・ 手指消毒の励行について協力依頼
- ・ 各待合所内の換気（窓、扉の開放）
- ・ マリンターミナル内のカウンターにおける飛沫感染防止のための仕切り（アクリル板）の設置
- ・ 船内の手すり、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・ マリンターミナル及び各待合所における自動券売機のボタン、ドアノブ等の定期消毒
- ・ ターミナル内及び船内における客席間の一定間隔の確保

【定期船課職員における主な取り組み】

- ・ 船員等の勤務中におけるマスク着用、手洗い、アルコール消毒の徹底
- ・ 全職員の出勤前の検温及び体調確認の徹底
- ・ 事務所内の電話、ドアノブ、スイッチなどの定期的な消毒
- ・ 管理部門の職員を対象に在宅勤務の推進、時差出勤の実施
- ・ 発熱や新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合や体調が思わしくない職員には、各種休暇制度の取得を奨励し、自宅待機の上、経過観察を行う。